

# 質問：既に相続税等納税猶予を受けています。生産緑地指定から30年経過すれば、相続税等納税猶予は免除されますか？

回答：いいえ、相続税等納税猶予は30年経過しても免除されません。

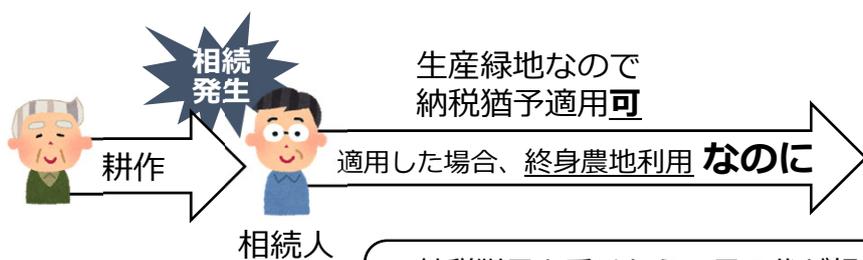
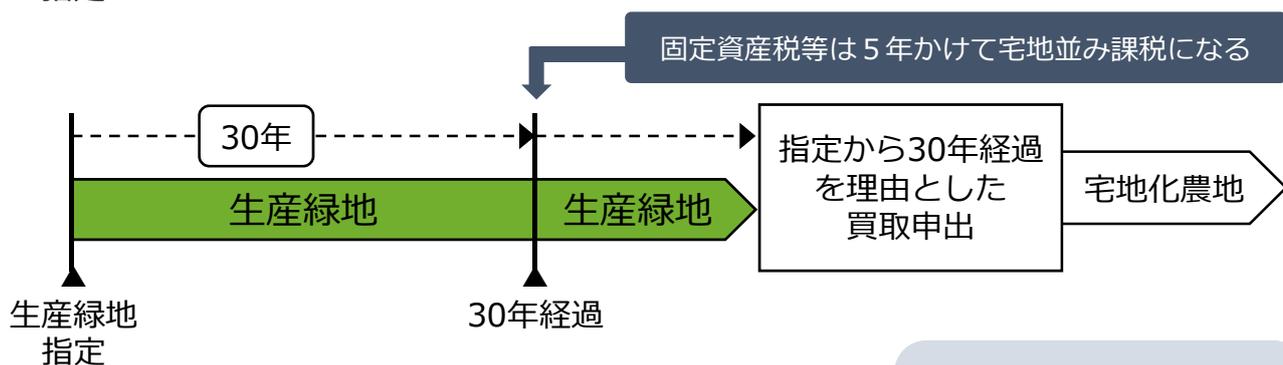
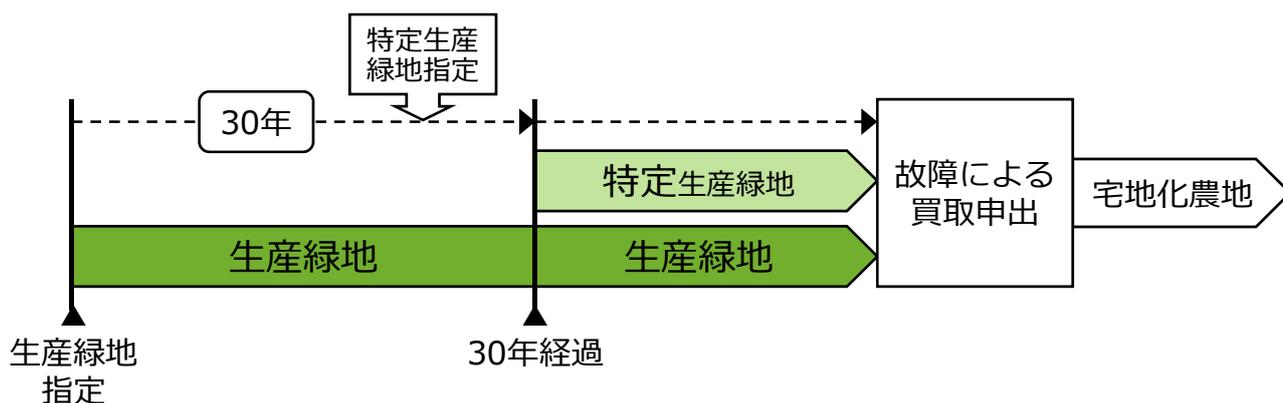
相続税等納税猶予を適用している場合は特定生産緑地の指定状況に関わらず、次の理由で買取申出をすると**利子税を含めた相続税等の支払い**が発生します！（相続税等納税猶予の免除要件は、**終身農地利用**です）

## ◆ 故障事由での買取申出

- 買取申出は、主たる従事者の故障時も可能なケースがありますが、故障での買取申出を行った場合、利子税を含めた相続税等の支払いが発生します。

## ◆ 指定から30年経過を理由とした買取申出

- 特定生産緑地の指定を受けていない場合、指定から30年経過を理由とした買取申出が可能となりますが、相続税等納税猶予を適用していると、利子税を含めた相続税等の支払いが発生します。



相続以外の理由で買取申出をする場合、**利子税を含めた相続税等の支払い**が発生します！

納税猶予を受けたら、子の代が相続するまでは生産緑地を続けるしかないなあ……  
**特定生産緑地の指定を受けていればよかった！** 😞

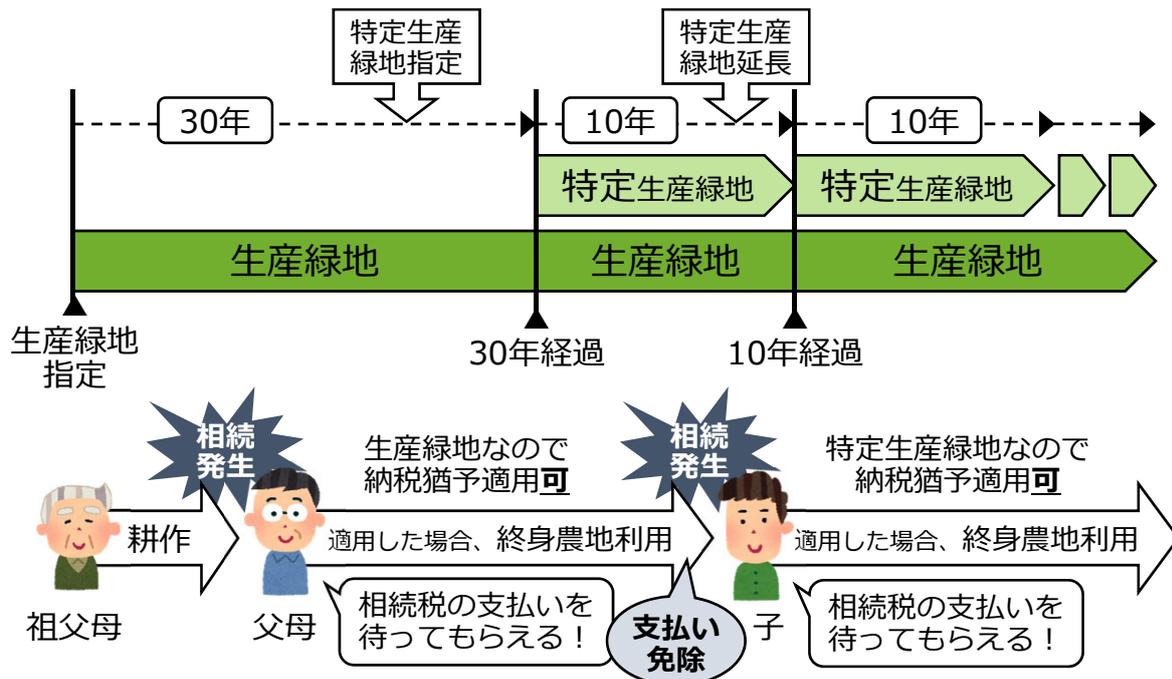


## 質問：特定生産緑地の指定を受ける場合と受けない場合に、相続税等納税猶予について、違いはありますか？

回答：指定を受ける場合のみ、次世代の納税猶予も新規で受けることができます。なお、指定を受けなくても現在適用している納税猶予は、生産緑地（農地）として維持し続ければ、引き続き受けられます。

### 【ケース1】特定生産緑地の指定を受ける場合

- ・ 現在適用している納税猶予：引き続き、受けられる（適用可）
- ・ 次世代の納税猶予：新規に受けられる（適用可）



### 【ケース2】特定生産緑地の指定を受けない場合

- ・ 現在適用している納税猶予：引き続き、受けられる（適用可）
- ・ 次世代の納税猶予：新規には受けられない（適用不可）

